

介護老人保健施設利用のご案内

令和7年4月

介護老人保健施設とは

介護老人保健施設は、リハビリテーションを中心とした医療サービスと日常生活の介護サービスを提供することで、その方の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、在宅復帰を支援することを目的とした施設です。

入所の対象となる方

- ☆ 要介護認定で介護度1～5に該当する方。
- ☆ 入院治療を必要とせず、病状が安定されている方（現在入院中の場合は病院より退院の許可が出ている方）。
- ※ 施設入所の場合、現在の居場所は問いません。在宅で介護サービスを利用されている方は担当ケアマネジャー様と、入院又は入所中の方は入院・入所先の担当者様とご相談の上、ご家族様よりお申し込み下さい。

施設入所までの手続き

- ① 利用相談 ご利用希望の方はお気軽にお電話下さい。施設見学の日程を調整します。当日は介護保険被保険者証とお薬手帳をご持参下さい。
↓
- ② 施設説明等 介護老人保健施設利用申請書兼相談受付表の記入をお願いします。施設を見ていただき、施設の理念・サービス内容等についてご説明します。相談後、当施設の情報提供書をお渡しします（情報提供書は主治医の先生に作成を依頼して下さい。）。現在入院中の方につきましては、診療情報提供書（病院のひな形にて）、検査データ、薬情報、ADL情報のご提出もお願いします。

*手続きを進めさせていただく中で、様々な個人情報を確認させていただくこととなります。取扱いに対するご理解をお願いします。

- ③面談 申し込み書類と医療情報等をもとにご本人様との面談を行います。状況により、ご家族様に立会いをお願いすることもございます。
↓
- ③ 利用判定 面談後、当施設の判定会にて入所の可否を検討します。判定の結果はお電話にてご連絡します。
↓
- ⑤利用決定 入所日程の調整を行います。
↓
- ⑥入所日当日 当施設との契約書を作成します。
持参していただく物については、裏面を参照して下さい。

入所当日お持ちいただくもの

- 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証

- 健康保険証（各種医療保険被保険者証）
※各種医療認定証、各種医療受領証、各種医療受給者証をお持ちの方はご持参下さい。

- 介護保険負担限度額認定証
※対象となる方は市町村に申請すると認定証が発行されます。詳しいことは市町村窓口にお問い合わせ下さい。

- 身体障害者手帳 生活保護・受給証

- 印鑑 《利用者様、身元引受人様》 お薬の説明書と服用中のお薬

- 衣類 《◇寝巻き上下 ◇普段着上下 ◇肌着上下 ◇靴下など》
※全ての衣類に名前を記入して下さい。
※六花での洗濯をご利用希望いただく場合について
セーター等の縮みやすい素材に対応するデリケート洗いができません。
対応できない衣類の持ち込みはご遠慮下さい。

- 日用品 《◇義歯等（含む義歯ケース・ポリデント・モンダミン）◇歯
ぶらし・歯磨き粉 ◇コップ（プラスチック製）◇充電式電気シェーバ
ーと付属品 ◇リハビリシューズ等（かかとのあるもの） ◇くし・ブ
ラシ ◇ボックスティッシュ ◇自宅洗濯用洗濯物入れ ◇居室用フェ
イスタオル ◇マスク 他都度相談させていただきます。》
※全ての日用品に名前を記入して下さい。
※消耗品は多めにお持ち込み下さい。
※刃物（ハサミ、爪切り、針等）などの持ち込みはご遠慮下さい。

- ご入院・ご入所中の方は診療情報提供書、看護・介護マリー、リハビリテーション
報告書、各種検査データ等をご用意下さい。

- 預金通帳・お届け印 《口座振替手続き用》
※利用料のお支払方法について
利用料のお支払い方法は口座からの引落としとなります。預金口座振替依頼
書の記入、提出をお願いいたします。不明な点はご相談下さい。